

## 長崎県行財政改革懇話会設置要綱

## （目的）

第1条 住民ニーズの多様化や地方分権改革の進展など、社会情勢が大きく変化する中、時代の変化に適切に対応し、県民のニーズに答えられるように県政の改革を推進するにあたり、幅広い見地から意見を求めるために、長崎県行財政改革懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 懇話会は、行財政改革に関する必要な事項についての意見交換及び検討を行う。

## （組織）

第3条 懇話会は、県政全般について優れた見識を有する者の中から、知事が選任する委員15名以内で構成する。

2 懇話会の委員の選任期間は、懇話会設置の日から平成28年3月31日までとする。

## （設置期間）

第4条 懇話会の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

## （会長及び会長代理）

第5条 懇話会は、会長、会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、構成員の中から選出する。

3 会長は、懇話会の意見を取りまとめる。

4 会長代理は会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。

## （会議）

第6条 懇話会は、知事が必要に応じて開催する。

## （庶務）

第7条 懇話会の庶務は、総務部新行政推進室が所管する。

## （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## （附則）

この要綱は、第1回懇話会の開催の日から施行する。